

平成25年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 行政財産の目的外使用許可について
- 3 監査対象 教育委員会事務局教育施設課
- 4 監査実施期間 平成25年11月21日から平成26年2月4日まで
- 5 監査結果報告 平成26年3月28日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【教育施設課】

<p>2（2）使用料の徴収について イ 使用許可書に記載されている使用料と調定額に齟齬があった。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成26年 3月14日 使用許可書に記載されている正当な使用料と調定額の差額について、還付処理を行った。</p>
<p>3（2）使用状況の実査の記録について 実査は行われていたが、記録が文書にして残されていなかった。文書にして残すこと。</p>	<p>【措置済】 平成26年 3月 4日 行政財産の使用許可期間は原則1年間としていることから、継続許可申請がなされた際は現地に赴き、実査の記録を作成し、継続許可申請の決裁に添付することとした。 また、教育施設課で行なっている通学路整備事業等で年2～3回学校に赴くことから、その際に実査を行なった場合はその都度実査の記録を作成することとした。</p>

平成25年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 行政財産の目的外使用許可について
- 3 監査対象 教育委員会事務局教育施設課
- 4 監査実施期間 平成25年11月21日から平成26年2月4日まで
- 5 監査結果報告 平成26年3月28日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【教育施設課】

<p>(1) 学童保育所の設置に係る学校施設利用機会について 本市の学童保育所は民設民営で運営されているが、平成24年度は市内で39箇所の学童保育所が運営されており、そのうち9箇所については学校施設の一部を使用許可されて運営されている。学校施設を使用許可されている場合のほうが民間施設を賃借している場合に比べて運営コストが低くなっていると思われるため、その他の学童保育所との公平性が失われている可能性がある。市民への利用機会の均等性、公平性を確保するため、学童保育所の設置募集に際しては学校施設の使用機会や使用料について、こども未来部と協働して、十分に広報すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成26年 9月16日 教育委員会としては、利用可能な教室がある場合は、学童保育所としての活用を進めるべきと考えている。こども未来部と連携し、学童保育所の開設を希望する団体に対し、学校施設の利用の可能性や使用料について、学童設置時に丁寧に説明を行っている。 また、「学童保育所に係る市立小学校余裕教室活用指針」により、同一小学校区内に既存の学童保育所がある場合は、その運営委員会の承諾を得られていることを前提として使用を許可することとしている。</p>
<p>(2) 使用許可について ア 行政財産を使用させることができる範囲の基準は公有財産規則第5条に規定されているが、その第5号として、市の行政上適当と認められる場合とある。学童保育については第5号に該当するということで使用許可されているが、基準があいまいである。ガイドラインを作成し外部にも説明できるようにすること。【改善事項】</p>	<p>【検討中】 平成26年 9月29日 学校施設を学童保育所として使用することについては、「学童保育所に係る市立小学校余裕教室活用指針」により運用しているところであるが、使用許可の基準をより明確にするため、活用指針の見直し等その手法を含めた検討を行っている。</p>

<p>イ 学童保育事業の主管はこども未来部であるが、学童保育関連の使用許可、貸付の窓口については教育委員会など複数に分かれている。窓口によって対応が変わることがないように、関係部署と十分協議すること。 また、窓口での対応は課や担当者のみで判断をせず、複数で対応するとともに上位職による牽制を働かせること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成26年 9月16日 学童保育所へ学校施設を使用許可するにあたっては、こども未来部と情報共有を行い、その対応について協議を行ったうえで対応を検討することとしている。窓口による対応の差異を防止するためには、全ての関係職員の認識を同じくすることが肝要と考えており、窓口での対応の都度、関係部署と協議した内容や対応状況等を再確認するため、関係部署へメールで送信することをルール化し、所属長以下、関係する全ての職員がメール内容を確認することとした。 また、窓口での対応は極力、複数人で対応し、可能な限り、係長等の上位職と関係部署職員を同席させることとした。</p>
<p>ウ 学童保育所においては、スタッフや児童送迎用に自動車を使用し、共用の来客者用駐車場に駐車している場合が多くある。児童を始めとする安全面に十分配慮するとともに、駐車場部分については、使用許可がなされていないことを踏まえて、適切な管理のあり方について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成26年 9月29日 送迎時における事故防止については、使用許可の都度、運営委員会に対し要請することとした。 また、実査の際の確認項目に、無断駐車の有無、児童送迎時の安全確保、の2項目を追加した。</p>
<p>(3) 使用状況の実査について 使用許可物件の使用状況について、年1回以上は物や員数の確認及び財産の状況、稼働状況、管理状況も含めて実査し、記録を文書にして残すこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成26年 3月 4日 実査の際は、物や員数の確認及び財産の状況、稼働状況、管理状況も含めて実査し、記録は文書にして残すこととした。</p>
<p>(4) 光熱水費等について 学童保育所における水道使用料については内部東小学校を基準とし、それに準じた金額で算定しているところがあった。疑義を招かないよう算定根拠を明らかにしておくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成26年 9月16日 子メーターの設置が困難な場合については、その算定根拠を明らかにしておくため、算定根拠を決裁上明記することについて、こども未来課に周知した。</p>